

(5) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

警察庁において、「被害者の手引」(P79²⁵)「『被害者の手引』の内容の充実等」参照)などにより、損害賠償請求制度の概要などについて、紹介している。

法務省においては、平成19年3月、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償請求制度について紹介している(P64⁷)「刑事の手続等に関する情報提供の充実」参照)。

(6) 刑事和解等の制度の周知

法務省において、刑事和解制度などについて、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」(P64⁷)「刑事の手続等に関する情報提供の充実」参照)に掲載し、周知を図っている。また、検察官に対しても、会議や研修などの機会を通じて刑事和解制度などについての理解を深めさせており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。

(7) 保険金支払いの適正化等

金融庁において、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定、18年6月2日一部改正：<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins/index.html>)に基づき、「金融サービス利用者相談室」(<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>)を開設し、利用者からの質問・相談・意見を一元的に受け付けている。寄せられた情報を活用し、保険金の不適切な不払いなどが認められた保険会社に対しては、業務停止命令などを発出するなど、これまで適切な対応を行っている。

国土交通省において、自賠責保険に関し、保険会社などへの立入検査や指示などにより、保険金支払いの適正化を図っている。ま

た、自賠責保険金の支払いなどに関する紛争処理のため、「自動車損害賠償保障法」(昭和30年法律第97号)に基づく指定紛争処理機関である財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)に対し、紛争処理業務に要する経費の一部を補助している。同機構では、自動車事故による被害者等の紛争処理申請に基づき、弁護士や医師などが支払い内容を審査し、調停を行っている。平成14年度で161件あった紛争処理件数は、18年度では、559件となっている。

また、国土交通省においては、自動車事故による被害者等が適切な損害賠償を受けられるよう、自動車事故に関する法律相談、示談あっ旋事業などを無料で行う財団法人日弁連交通事故相談センター(<http://www.n-tacc.or.jp/>)に対して支援を行っている。平成18年度は、相談所を全国145か所(うち29か所で示談あっ旋を実施)、延べ8,032日開設し、3万4,884件の事故相談を受け付け、自動車事故の損害賠償問題の適正かつ迅速な解決への支援を行っている。

さらに、自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車などによる事故の被害者に対しては、自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業によって、本来の賠償責任者である加害者に代わり、政府が直接その損害のてん補を行っている(国土交通省ホームページ「交通事故被害者救済対策」：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/compensation.html>)。

平成18年度の損害てん補件数は3,709件であった。

(8) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用

法務省において、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」^{*3}(平成17年法律第50号)に基づき、犯罪被害者等への損害のてん

(*3) 平成19年6月、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に題名変更。以下同じ。

補を図っている。

本制度は、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当など相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を犯罪被害者等に支給するものである。

この制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導などの際に告知しているほか、居室内に整備している所内生活心得などの冊子に記載して、引き続き周知を図っている。

(9) 暴力団犯罪による被害の回復の充実

警察において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）などにより、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申出に基づき、被害の回復などのための助言や交渉場所の提供などの援助を積極的に行っている（警察庁ホームページ「組織犯罪対策」：<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/index.htm>→「平成18年の暴力団情勢」）。

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）においては、暴力団対策法に基づき、民事訴訟費用の無利子貸付を行っている（全国暴力追放運動推進センターホームページ：<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/index2.htm>）。

各都道府県では、警察、都道府県センター、弁護士会の三者が、民事介入暴力事案の民事訴訟などにおいて共同して対処するために設立した「民暴研究会」において、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供や訴訟関係者の保護対策などの支援を行っている。

平成18年中に警察などが支援した暴力団関係事案に係る民事訴訟件数は94件、援助の措置件数は167件である。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(10) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年法律第86号）、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」（平成18年法律第87号）を立案し、両法は平成18年6月13日、成立した（ともに同年12月1日施行）。これにより、一定の場合に、財産犯などの犯罪行為により犯人が得た財産である犯罪被害財産を没収・追徴した上で、検察官が、これを被害回復給付金として当該事案の被害者等に支給することが可能となった。

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度に関しては、平成19年3月13日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法律案は、同年6月20日、可決、成立した（同月27日公布。平成19年法律第95号）。

本法律により、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が一部改正され、刑事裁判所が、刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について、審理・決定をすることができる「損害賠償命令制度」が創設された（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）（P69 コラム5「刑事裁判への被害者参加の制度、損害賠償命令制度などの導入」参照）。

今後、法律の施行に向けて、所要の準備を進めていく。